

住民基本台帳事務に関する本人確認事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき定められている住民票基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日自治省行政局長等通知）に規定される住民票等の請求の任にあたっている者及び住民異動届出時の本人確認調査等の取扱いなど住民基本台帳関係の本人確認に関する事務について、必要な事項を定めることにより、不正な住民票等の請求、住民異動届の届出等の防止及び抑制を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「本人確認」とは、住民基本台帳法の定めにより請求（申出）及び届出の任に当たっている者（代理人・使者の場合は権限を含む。）による届出が本人であることを明らかにする行為をいう。

(運用)

第3条 この要領に基づく詳細は、別記1の「住民基本台帳事務に関する本人確認事務等取扱基準の詳細」により運用するものとする。

(保存)

第4条 本人確認に関して送付、受理又は返戻された文書等の保存期間は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第34条第4項に基づき、届出した日の属する年度の末日から1年間とする。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施

行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成２５年法律第２８号。以下「番号整備法」という。）第２０条第１項の規定によりなお従前の例によることとされた住民基本台帳カード（番号整備法第１９条の規定による改正前の住民基本台帳法第３０条の４第３項の規定により交付された住民基本台帳カードをいう。）の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和６年１２月２５日から施行する。

附 則

この要領は、令和８年１月５日から施行する。

附 則

この要領は、令和８年６月１７日から施行する。

別記 1 蒲都市住民基本台帳事務に関する本人確認事務等取扱基準の詳細

【目次】

第 1 住民票の写し等の交付に係る本人確認等	1
1 「本人等の請求」及び「本人等以外の者の申出（申出者が個人の場合。特定事務受任者を除く。）」による住民票の写し等の交付に係る本人確認等	1
(1) 窓口において請求者・申出者本人から請求・申出があった場合	1
(2) 窓口において代理人・使者から請求・申出があった場合	1
(3) 郵便等により請求者・申出者本人から請求・申出があった場合	2
(4) 郵便等により代理人から請求・申出があった場合	3
2 本人等以外の者の申出（申出者が法人の場合。特定事務受任者を除く。）による住民票の写し等の交付に係る本人確認等	3
(1) 窓口において申出があった場合	3
(2) 郵便等により申出があった場合	4
3 特定事務受任者の申出による住民票の写し等の交付に係る本人確認等	4
(1) 窓口において特定事務受任者本人から申出があった場合	4
(2) 郵便等により特定事務受任者本人から申出があった場合	4
(3) 窓口において特定事務受任者の事務を補助する者から申出があった場合	5
4 国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付に係る本人確認等	6
(1) 窓口において請求があった場合	6
(2) 郵便等により請求があった場合	6
5 その他	6
第 2 届出に係る本人確認等	8
1 本人確認等	8
(1) 届出義務者本人から届出があった場合	8
(2) 代理人・使者から届出があった場合	8
2 届出を受理した旨の通知	8
3 その他	9

第1 住民票の写し等の交付に係る本人確認等

※ 第1において「住民票の写し等」とは、住民票の写し、住民票記載事項証明書及び戸籍の附票の写しをいう。

1 「本人等の請求」及び「本人等以外の者の申出（申出者が個人の場合。特定事務受任者を除く。）」による住民票の写し等の交付に係る本人確認等

(1) 窓口において請求者・申出者本人から請求・申出があった場合

次のいずれかの方法により、請求者・申出者の本人確認を行う。

ア 別表第1に掲げる書類のいずれか1枚の提示を求める方法

なお、本人であることに疑義が生じる場合など特に必要と認めるときは、当該請求者・申出者に対して、口頭で本人であることを確認するための質問を行うものとする。

イ 別表第1に掲げる書類を携帯していないときは、別表第2のAグループに掲げる書類のいずれか1枚及び別表第2のBグループに掲げる書類のいずれか1枚の提示を求める方法（別表第2のBグループに掲げる書類を携帯していない場合にあっては、別表第2のAグループに掲げる書類のいずれか2枚の提示を求める方法）

なお、本人であることに疑義が生じる場合など特に必要と認めるときは、当該請求者・申出者に対して、口頭で本人であることを確認するための質問を行うものとする。

ウ 別表第1に掲げる書類を携帯しておらず、かつ、別表第2に掲げる書類のいずれか1枚しか携帯していないときは、当該書類の提示を求める方法

あわせて、当該請求者・申出者に対して、口頭で本人であることを確認するための質問を行うものとする。

エ 別表第1及び別表第2に掲げる書類（以下「本人確認書類」という。）を携帯していないときは、請求者・申出者名義のキャッシュカード、預金通帳、診察券その他の通常本人しか持ち得ないと認める書類の提示を求める方法

あわせて、当該請求者・申出者に対して、口頭で本人であることを確認するための質問を行うものとする。

オ 本人確認書類を携帯しておらず、かつ、請求者・申出者名義のキャッシュカード、預金通帳、診察券その他の通常本人しか持ち得ないと認める書類を携帯していないときは、当該請求者・申出者に対して、口頭で本人であることを確認するための質問を行う方法

(2) 窓口において代理人・使者から請求・申出があった場合

ア (1)に準じた方法により、代理人・使者の本人確認を行う。

イ 次のいずれかの方法により、代理人・使者の権限確認を行う。

なお、代理人・使者であることに疑義が生じる場合など特に必要と認めると

きは、当該代理人・使者に対して、口頭で代理人・使者であることを確認するための質問を行うものとする。

さらに必要と認めるときは、電話により当該代理人・使者に依頼をした請求者・申出者本人を通話口呼び出し、口頭で依頼の事実を確認するものとする。

- (ア) 法定代理人の場合にあっては、戸籍謄本その他その資格を証明する書類（以下「戸籍謄本等」という。）の提示を求める方法

ただし、当該市町村において管理する戸籍簿で法定代理人であることが確認できる場合は、戸籍謄本等の提示を省略することができる。

- (イ) 任意代理人・使者の場合にあっては、請求者・申出者本人が自署又は押印した委任状の提出を求める方法

なお、戸籍の表示や続柄等の記載を求める特別の請求又は基礎証明事項以外の事項の記載を求める申出（以下「特別の請求・申出」という）の場合その他特に必要と認める場合にあっては、あわせて、当該代理人・使者に依頼をした請求者・申出者本人に係る本人確認書類の提示を求めるものとする。

- (ウ) やむを得ない理由により戸籍謄本等の提示又は委任状の提出が困難であると認めるときは、宣誓書（第1号様式）その他代理人・使者の権限を確認できる書類の提出を求める方法

なお、特別の請求・申出の場合その他特に必要と認める場合にあっては、あわせて、当該代理人・使者に依頼をした請求者・申出者本人に係る本人確認書類の提示を求めるものとする。

(3) 郵便等により請求者・申出者本人から請求・申出があった場合

ア 次のいずれかの方法により、請求者・申出者の本人確認を行う。

- (ア) 別表第1に掲げる書類のいずれか1枚の写しの提出を求める方法

なお、本人であることに疑義が生じる場合など特に必要と認めるときは、電話により当該請求者・申出者を通話口呼び出し、口頭で本人であることを確認するための質問を行うものとする。

- (イ) 別表第1に掲げる書類を所有していないときは、別表第2のAグループに掲げる書類のいずれか1枚及び別表第2のBグループに掲げる書類のいずれか1枚の写しの提出を求める方法（別表第2のBグループに掲げる書類を所有していない場合にあっては、別表第2のAグループに掲げる書類のいずれか2枚の写しの提出を求める方法）

なお、本人であることに疑義が生じる場合など特に必要と認めるときは、電話により当該請求者・申出者を通話口呼び出し、口頭で本人であることを確認するための質問を行うものとする。

- (ウ) 別表第1に掲げる書類を所有しておらず、かつ、別表第2に掲げる書類のいずれか1枚しか所有していないときは、当該書類の写しの提出を求める方法

あわせて、電話により当該請求者・申出者を通話口に呼び出し、口頭で本人であることを確認するための質問を行うものとする。

- (エ) 本人確認書類を所有していないときは、キャッシュカード、預金通帳、診察券その他の通常本人しか持ち得ないと認める書類の写しの提出を求める方法

あわせて、電話により当該請求者・申出者を通話口に呼び出し、口頭で本人であることを確認するための質問を行うものとする。

- イ 住民票の写し等の送付場所が請求者・申出者本人の住民票に記載されている住所地であるかどうかを確認し、異なるときは、その理由を厳格に審査し、必要に応じて、送付場所を確認できる資料の提出を求めるものとする。

(4) 郵便等により代理人から請求・申出があった場合

- ア (3)アに準じた方法により、代理人の本人確認を行う。

- イ (2)イに準じた方法により、代理人の権限確認を行う。

- ウ 住民票の写し等の送付場所が代理人の住所地である場合にあっては、当該代理人本人の住民票に記載されている住所地であるかどうかを確認する。

また、住民票の写し等の送付場所が請求者・申出者の住所地である場合にあっては、当該請求者・申出者本人の住民票に記載されている住所地であるかどうかを確認する。

なお、住民票の写し等の送付場所が代理人又は請求者・申出者の住所地以外の場合にあっては、その理由を厳格に審査し、必要に応じて、送付場所を確認できる資料の提出を求めるものとする。

2 本人等以外の者の申出（申出者が法人の場合に限り、特定事務受任者を除く。）による住民票の写し等の交付に係る本人確認等

(1) 窓口において申出があった場合

- ア 次のいずれかの方法により、法人の役職員又は構成員の本人確認を行う。

なお、本人であることに疑義が生じる場合など特に必要と認めるときは、当該法人の役職員又は構成員に対して、口頭で本人であることを確認するための質問を行うものとする。

- (ア) 法人がその職員に対して発行した身分証明書（以下「社員証等」という。）の提示を求める方法

- (イ) 本人確認書類のいずれか 1 枚その他通常本人しか持ち得ないと認める書類の提示を求める方法

- イ 次のいずれかの方法により、法人の役職員又は構成員の権限確認を行う。

なお、法人の役職員又は構成員であることに疑義が生じる場合など特に必要と認めるときは、当該法人の事務所に電話で照会するものとする。

- (ア) 法人の代表者の場合にあっては、代表者の資格証明書の提示を求める方法

- (イ) 法人の代表者以外の場合にあっては、当該法人の代表者が作成した委任状の提出又は社員証等の提示を求める方法
- (ウ) やむを得ない理由により代表者の資格証明書の提示又は当該法人の代表者が作成した委任状の提出若しくは社員証等の提示が困難であると認めるときは、名刺その他法人の役職員又は構成員の権限を確認できる書類の提出を求める方法
- ウ 申出書に法人の代表者印が押印されているかどうかを確認し、押印されていないときは、押印を求める。

(2) 郵便等により申出があった場合

- ア 次のいずれかの方法により、法人の役職員又は構成員の本人確認を行う。
 - なお、本人であることに疑義が生じる場合など特に必要と認めるときは、電話により当該法人の役職員又は構成員を通話口に呼び出し、口頭で本人であることを確認するための質問を行うものとする。
 - (ア) 社員証等の写しの提出を求める方法
 - (イ) 本人確認書類のいずれか 1 枚その他通常本人しか持ち得ないと認める書類の写しの提出を求める方法
- イ (1)イに準じた方法により、法人の役職員又は構成員の権限確認を行う。
- ウ 住民票の写し等の送付場所が法人の主たる事務所の所在地である場合にあっては、社員証等、名刺その他の資料の提出を求め、当該法人の主たる事務所の所在地を確認する。
 - また、住民票の写し等の送付場所が法人の主たる事務所の所在地以外の場所である場合にあっては、当該場所に送付を求める理由を厳格に審査し、必要に応じて、送付場所を確認できる資料の提出を求めるものとする。
- エ 申出書に法人の代表者印が押印されているかどうかを確認し、押印されていないときは、押印を求める。

3 特定事務受任者の申出による住民票の写し等の交付に係る本人確認等

(1) 窓口において特定事務受任者本人から申出があった場合

- ア 別表第 1 に掲げる書類のいずれか 1 枚又は特定事務受任者であることを証する書類（弁護士等の氏名、登録（会員）番号、事務所の名称及び所在地並びに発行主体が記載され、本人の写真が貼付されたものに限る。以下同じ。）の提示を求める方法により、特定事務受任者の本人確認を行う。
 - なお、本人であることに疑義が生じる場合など特に必要と認めるときは、当該特定事務受任者に対して、口頭で本人であることを確認するための質問を行うものとする。
- イ 特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等の交付を申し出る書類（以下「統一請求用紙」という。）による申出であるかどうかを確認し、統一請求用紙を用いていないときは、統一請求用紙の提出を求める。

あわせて、当該統一請求用紙に当該特定事務受任者の職印が押印されているかどうかを確認し、押印されていないときは、押印を求めるものとする。

(2) 郵便等により特定事務受任者本人から申出があった場合

ア 別表第1に掲げる書類のいずれか1枚の写し又は特定事務受任者であることを証する書類の写しの提出を求める方法により、特定事務受任者の本人確認を行う。

ただし、当該特定事務受任者の所属する会のホームページ上で、会員の氏名及び事務所の所在地が公開され、かつ、会員の氏名からその所属事務所の所在地が検索できるときは、別表第1に掲げる書類の写し又は特定事務受任者であることを証する書類の写しの提出を求めることを要しない。

なお、本人であることに疑義が生じる場合など特に必要と認めるときは、電話により当該特定事務受任者を通話口に呼び出し、口頭で本人であることを確認するための質問を行うものとする。

イ 統一請求用紙による申出であるかどうかを確認し、統一請求用紙を用いていないときは、統一請求用紙の提出を求める。

あわせて、当該統一請求用紙に当該特定事務受任者の職印が押印されているかどうかを確認し、押印されていないときは、押印を求めるものとする。

ウ 住民票の写し等の送付場所が特定事務受任者の事務所の所在地であるかどうかを確認し、異なるときは、送付場所を当該特定事務受任者の事務所の所在地とするよう変更を求める。

(3) 窓口において特定事務受任者の事務を補助する者から申出があった場合

ア 別表第1に掲げる書類のいずれか1枚又は特定事務受任者の事務を補助する者であることを証する書類（補助者の氏名、補助者を使用する弁護士等の氏名（又は補助者の所属する弁護士等の事務所の名称）、事務所の名称及び所在地並びに発行主体が記載され、本人の写真が貼付されたものに限る。）の提示を求める方法により、特定事務受任者の事務を補助する者の本人確認を行う。

なお、本人であることに疑義が生じる場合など特に必要と認めるときは、当該特定事務受任者の事務を補助する者に対して、口頭で本人であることを確認するための質問を行うものとする。

イ 特定事務受任者の事務を補助する者であることを証する書類の提示を求める方法により、特定事務受任者の事務を補助する者の権限確認を行う。

なお、特定事務受任者の事務を補助する者であることに疑義が生じる場合など特に必要と認めるときは、電話により当該特定事務受任者の事務を補助する者に依頼をした特定事務受任者本人を通話口に呼び出し、口頭で依頼の事実を確認するものとする。

ウ 統一請求用紙による申出であるかどうかを確認し、統一請求用紙を用いていないときは、統一請求用紙の提出を求める。

あわせて、当該統一請求用紙に当該特定事務受任者の職印が押印されている

かどうかを確認し、押印されていないときは、押印を求めるものとする。

4 国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付に係る本人確認等

(1) 窓口において請求があった場合

ア 次のいずれかの方法により、国又は地方公共団体の機関の職員の本人確認を行う。

なお、本人であることに疑義が生じる場合など特に必要と認めるときは、当該国又は地方公共団体の機関の職員に対して、口頭で本人であることを確認するための質問を行うものとする。

(ア) 国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書の提示を求める方法

(イ) 国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書を携帯していないときは、別表第1に掲げる書類のいずれか1枚の提示を求める方法

イ 公文書による請求であるかどうかを確認し、公文書を用いていないときは、公文書の提出を求める。

なお、公文書の記載事項に疑わしい点がある場合など特に必要と認めるときは、当該国又は地方公共団体の機関の事務所に電話で照会するものとする。

(2) 郵便等により請求があった場合

ア 公文書による請求であるかどうかを確認し、公文書を用いていないときは、公文書の提出を求める。

なお、公文書の記載事項に疑わしい点がある場合など特に必要と認めるときは、当該国又は地方公共団体の機関の事務所に電話で照会するものとする。

イ 本人であることに疑義が生じる場合など特に必要と認めるときは、次のいずれかの方法により、国又は地方公共団体の機関の職員について本人確認を行う。

(ア) 国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書の写しの提出を求める方法

(イ) 国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書の写しをやむを得ない理由により提出することができないときは、別表第1に掲げる書類のいずれか1枚の写しの提出を求める方法

5 その他

- (1) 本人確認及び代理人・使者の権限確認に際しては、必要に応じて、住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する。
- (2) 本人確認及び代理人・使者の権限確認を行ったときは、当該本人確認及び代理人・使者の権限確認の方法を請求書・申出書の所定の欄に記載する。
- (3) 窓口において住民票の写し等の交付請求・申出があった場合において、特に必要があると認めるときは、本人確認のために提示を求めた書類の番号を請求書・

申出書の余白に記載する方法又は当該書類のコピーをとり、写しを請求書・申出書とともに保管する方法により、当該書類の内容を記録する。

- (4) 郵便等により住民票の写し等の交付請求・申出があったときは、本人確認のために提出を求めた書類を請求書・申出書とともに保管する。
- (5) 代理権限の確認のために提示を求めた戸籍謄本等はコピーをとり、写しを請求書・申出書とともに保管する。原本については、代理人に還付する。
- (6) 代理権限の確認のために提出を求めた委任状は、請求書・申出書とともに保管する。
- (7) 本人確認を行った結果、本人である旨の心証を得られなかったときは、当該住民票の写し等の交付を拒否するものとする。
- (8) 代理人・使者の権限確認を行った結果、代理権限を有する旨の心証を得られなかったときは、当該住民票の写し等の交付を拒否するものとする。

第2 届出に係る本人確認等

※ 第2において「届出」とは、転入届、転居届、転出届及び世帯変更届をいう。

1 本人確認等

(1) 届出義務者本人から届出があった場合

第1の1(1)に準じた方法により、届出義務者の本人確認を行う。

なお、郵便等により転出届があったときは、第1の1(3)アに準じた方法により、届出義務者の本人確認を行う。

(2) 代理人・使者から届出があった場合

ア 第1の1(1)に準じた方法により、代理人・使者の本人確認を行う。

なお、郵便等により代理人から転出届があったときは、第1の1(3)アに準じた方法により、代理人の本人確認を行う。

イ 次のいずれかの方法により、代理人・使者の権限確認を行う。

なお、代理人・使者であることに疑義が生じる場合など特に必要と認めるときは、当該代理人・使者に対して、口頭で代理人・使者であることを確認するための質問を行うものとする。

さらに必要と認めるときは、電話により当該代理人・使者に依頼をした届出義務者本人を 통화口 に呼び出し、口頭で依頼の事実を確認するものとする。

(ア) 法定代理人の場合にあっては、戸籍謄本等の提示を求める方法

ただし、当該市町村において管理する戸籍簿で法定代理人であることが確認できる場合は、戸籍謄本等の提示を省略することができる。

(イ) 任意代理人・使者の場合にあっては、届出義務者本人が自署又は押印した委任状の提出を求める方法

なお、転出届の場合その他特に必要と認める場合にあっては、あわせて、当該代理人・使者に依頼をした届出義務者本人に係る本人確認書類の提示（郵便等により転出届があったときは写しの提出）を求めるものとする。

(ウ) やむを得ない理由により戸籍謄本等の提示又は委任状の提出が困難であると認めるときは、宣誓書（第2号様式）の提出を求める方法その他代理人・使者の権限を確認するため適当と認める方法

なお、転出届の場合その他特に必要と認める場合にあっては、あわせて、当該代理人・使者に依頼をした届出義務者本人に係る本人確認書類の提示（郵便等により転出届があったときは写しの提出）を求めるものとする。

2 届出を受理した旨の通知

次の各号のいずれかに該当するときは、届出を受理した上で届出者本人に対して届出を受理した旨の通知を行う。

通知は届出者本人の異動前住所宛に郵便等により行うものとし、封書又は本人以

外の者が内容を読み取ることができないような処理をした葉書により、転送不要の郵便物等の扱いとして送付するものとする。

- (1) 本人確認書類の提示がなかったとき。
- (2) 郵便等により転出届があった場合において、別表第1に掲げる書類の写しの提出がなかったとき。
- (3) 代理人・使者から届出があった場合において、届出義務者からの指定の事実を特に確認する必要があるとき。
- (4) 代理人・使者から転出届があった場合において、当該代理人・使者に依頼をした届出義務者本人に係る本人確認書類の提示又は写しの提出がなかったとき。
- (5) その他、なりすまし等の不正を防止するため、特に必要があると認めるとき。

3 その他

- (1) 本人確認及び代理人・使者の権限確認に際しては、必要に応じて、住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用する。
- (2) 本人確認及び代理人・使者の権限確認を行ったときは、当該本人確認及び代理人・使者の権限確認の方法を届出書の所定の欄に記載する。
- (3) 窓口において届出があった場合において、特に必要があると認めるときは、本人確認のために提示を求めた書類の番号を届出書の余白に記載する方法又は当該書類のコピーをとり、写しを届出書とともに保管する方法により、当該書類の内容を記録する。
- (4) 郵便等により転出届があったときは、本人確認のために提出を求めた書類を届出書とともに保管する。
- (5) 代理権限の確認のために提出を求めた委任状は、届出書とともに保管する。
- (6) 代理権限の確認のために提示を求めた戸籍謄本等はコピーをとり、写しを届出書とともに保管する。原本については、代理人に還付する。
- (7) 本人確認を行った結果、本人である旨の心証を得られなかったときは、当該届出を受理しないものとする。
- (8) 代理人・使者の権限確認を行った結果、代理権限を有する旨の心証を得られなかったときは、当該届出を受理しないものとする。

別表第 1

個人番号カード

旅券

運転免許証

海技免状

電気工事士免状

無線従事者免許証

動力車操縦者運転免許証

運航管理者技能検定合格証明書

猟銃・空気銃所持許可証

特殊電気工事資格者認定証

認定電気工事従事者認定証

耐空検査員の証

航空従事者技能証明書

宅地建物取引主任者証

船員手帳

戦傷病者手帳

教習資格認定証

警備業法第 2 3 条第 4 項に規定する合格証明書

身体障害者手帳

療育手帳

運転経歴証明書

小型船舶操縦免許証

在留カード

特定在留カード

特別永住者証明書

特定特別永住者証明書

一時庇護許可書

仮滞在許可書

国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書（本人の写真が貼付されたものに限る）

別表第 2

〔A グループ〕

介護保険の被保険者証

共済組合員証

医療保険者が交付する資格確認書

国民年金手帳

国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書

共済年金又は恩給の証書

請求書・申出書・届出書等に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

別表第 1 に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換証等

敬老手帳

生活保護受給者証

〔B グループ〕

学生証

法人がその職員に対して発行した身分証明書（国又は地方公共団体の機関が発行した本人の写真が貼付されたものを除く）

国又は地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証又は資格証明書（別表第 1 に掲げる書類を除く。）

第 1 号様式（第 1 － 1 －(2)－イ－(ウ)関係）

宣誓書

請 求 者 (申出者)	氏 名	
	住 所	

私は、今回の住民票の写し等の交付請求等について、上記の者より依頼を受けた者であって、真実に相違ありません。

年 月 日

氏 名

(自署又は押印が必要です)

住 所

備考 上記と同内容の記載を請求書等の余白にすることにより、本宣誓書に代えることができる。

第2号様式（第2－1－(2)－イ－(ウ)関係）

宣誓書

届出義務者	氏 名	
	住 所	

私は、今回の（ 転入届 ・ 転居届 ・ 転出届 ・ 世帯変更届 ）について、上記の者より依頼を受けた者であって、真実に相違ありません。

年 月 日

氏 名

（自署又は押印が必要です）

住 所

備考 上記と同内容の記載を届出書の余白にすることにより、本宣誓書に代えることができる。